

【別表】

勤務場所	牛込保健センター 四谷保健センター 東新宿保健センター 落合保健センター		
	※ 所属はいずれかの保健センターになりますが、健診等で所属以外の保健センターで勤務することがあります。		
勤務形態	保健衛生業務員(医療職三)(2) (週1日、1日あたり6時間勤務)	保健衛生業務員(医療職三)(4) (月7日、1日あたり6時間勤務)	保健衛生業務員(医療職三)(5) (週3日、1日あたり6時間勤務)
	(1)午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり6時間勤務 (2)原則として1日あたり6時間、週1日勤務とするが、それによりがたい場合52週につき1週あたり勤務時間が6時間となるよう所属長が1日あたり勤務時間及び勤務日の割り振りを定める。	(1)午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり6時間勤務 (2)勤務日の割り振りは所属長が定める。	(1)午前8時30分から午後5時15分までの間で1日あたり6時間勤務 (2)原則として1日あたり6時間、週3日勤務とするが、それによりがたい場合52週につき1週あたり勤務時間が18時間となるよう所属長が1日あたり勤務時間及び勤務日の割り振りを定める。
	※ 所定の勤務時間を超えて勤務することは、原則ありません。		
休日等	週休日:原則として土・日曜日及び指定された勤務日以外 休日:国民の祝日、年末年始 ※週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。		
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇(引き続く5日までは有給)、母子保健健診休暇等		
報酬等	・月額 約50,000円 (地域手当相当分を含む)	・月額 約81,000円 (地域手当相当分を含む)	・月額 約151,000円 (地域手当相当分を含む) ・賞与 期末手当・勤勉手当 ※支給要件あり
	・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給(実費相当)		
	※採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。 ※昇給制度はありません。		
社会保険	適用なし	適用なし	適用なし
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。		
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。		
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。		
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後、同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。採用の方法は選考によるものとし、募集の方法は原則として公募により行います。 ※ 特例で公募によらない再度の任用を行う場合、原則として面接及び従前の勤務実績等により判断します。ただし、公募によらない再度の任用は、年度末年齢70歳を上限年齢とします。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。		